

立ち会って判決を聞かれて、判決文のわかりやすさとかはどうでしたでしょうか。判決の中身が評議を踏まえたものになっていたかどうかなどの点についてご意見等はありますか。

経験者3番：私が経験した裁判の判決について、裁判というのは堅いものかと思っていたのですが、判決を聞いた時には、私たち一般市民でもわかりやすい、最初から裁判に参加されている方は、すごくわかりやすく理解しやすい文章を読み上げていただいたかなと思ったので、すごく身近に感じました。理解しやすかったです。

司会：評議の点から抜けていた点などはなかったですか。

経験者3番：全くなかったです。私たちがいろんな意見を出した中で、このようにまとめ上げられる力はすごいなと感心していました。

司会：5番の方の事件は事実認定がいろいろあって難しい事件だったと思いますが、いかがですか。

経験者5番：テレビとかでしか知らなかつたのですが、判決がこんなに具体的に理由が細かく書いてあるのにびっくりしました。読み上げていても、理由があって、事実認定の補足とかがあって覚せい剤を認識していたという結論がとてもわかりやすかったです。また、検察官はそれほど重きを置いていなかつたサンド（砂）という言葉、キーワードの言葉もちゃんと入つていたし、それは評議の中でも出てきたことだったので、評議として話し合ったことがまとめられていて理解しやすかったです。

経験者6番：裁判員をはじめ8名全員で決めたことを、そのまま判決で言い渡しましたが、今回の事件は、特にいろいろ感情面とかあったものを、最後に裁判長がメッセージとして付け加えた言葉が、それはそれでまた人間的で非常に良かったと思っています。

経験者4番：評議では皆さんすごく活発に意見を出して、うまくいったかなだと思いますし、判決についても、自分としてはすごく重たい部分だと思った

のですが、うまくいったのではと思います。皆さんもそれぞれに意見を出して、皆さん思ったことを話して、自分の意見が言えたことは大変に意義深いことだと思っています。そして判決でも納得できたかなと思っています。評議の方がすごく、なんといいますか、よかったですなと思います。こんなに意見を出していいのかなと思って、ためらいもありましたが、ちゃんと受け入れてくれて、言いたいことを言わせてもらいました。これがやはり裁判員制度かなと思って、皆さんにも積極的に参加することを勧めたいですね。こういう機会をいただいたということは、自分としてはすごく関心もありますし、自分の人生に、とてもいいことだと思っています。このような事件は他人事ではないので、このような機会をいただいたということは、すごくいい経験だなと思っています。

司会：評議を尽くして自分の意見も言って、量刑も自分たちで納得のできるものだったということですか。

経験者4番：そうです。評議の部分は、すごく意義があったと思っています。

司会：皆さん判決については、評議で議論に参加し、それが反映された形で判決になっていたということについては不全感はないということでしょうか。
(経験者はうなずくのみで特に意見は述べなかった。)

5 守秘義務について

司会：次に、守秘義務が課せられているということ、これについて負担感があるなどのご意見はありませんか。評議の秘密や、あるいは職務上知り得た秘密については守秘義務があるということですが、これは、守秘義務を守っていただくことによって、裁判の公正さや信頼を確保するとともに、評議において「あの人人がこう言った、ああ言った」などということを外で言われた場合は、意見を自由に言えないのではないかということもありますので、評議の際に自由に意見を述べられるようにすることを保障するものであり、また、裁判員や補充裁判員のプライ

バシーを保護することにもつながるということにもなろうかと思いますが、負担感等についてはいかがですか。それほど負担になるようなことはないですか。負担を感じて困ったことはありませんか。守秘義務が課せられているから裁判員になるのはかなわないということはありませんか。

経験者5番：守秘義務が負担というか、裁判が終わった後の記者会見で、どこまで喋っていいのかわからず、何人か参加したのですが、みんな黙ってしまって、私としては裁判員をやつたことはとても有意義だったので、それは宣伝したいと思うのに、記者の方もつっこまれたのですが「宣伝のためにやっているのに、どうして黙っているのですか」みたいな感じはあったのですが、その辺りのところで評議に関しては喋ってはいけないとか、法廷で話されたことは喋っていいとかを聞いて、少しほは楽になりました。それまでは何も喋ってはいけないと思っていたので。ただ、記者会見の時に、あまりにも皆さん何も喋らないので、どこまで喋っていいのか、後ろに総務課の方たちがいて助け船を出したのですが、その辺りのところで戸惑いがありました。

司会：法廷で出したこととか、感想などは話してもいいということは理解はされましたか。

経験者5番：理解はしているのですが、あまりにも警戒し過ぎて、何聞かれても「これは・・・」みたいな感じになってしまったので、私はこの経験を伝えたくて参加したのに、もったいなかつたなと思いました。

司会：裁判長からの守秘義務についての説明がわかりづらかったということはなかったですか。

経験者(補)2番：5番の方の意見とまったく一緒で、言葉でもわかっているし、守秘義務という守秘というのもわかっているのですが、ただ、やはりどこまで喋っていいのかという部分と、記者会見の時も、本当に聞きたかったことと、我々が喋っていいのかどうなのかというところの、マッチが非常に難しくて、たぶん、開かれた裁判を目指すために導入されたのもわかっているので、どこまで喋って

いいのかというのが非常に難しかったのではないかと思います。

司会：説明がわかりづらいということですか。

経験者5番：ただ単に、裁判員の方が警戒し過ぎて、事前に「こんなこと言ってもいいですか」といって「OKですよ」というのがあれば安心であって、変に警戒し過ぎている感はあります。

司会：記者会見の話が出ましたが、他の局面で守秘義務があつて困ったなどのことありましたか。

経験者(補)2番：それないです。

司会：基本的には、記者会見の時の負担はあったけれども、他の場面で負担で裁判員になるのを躊躇するようなことはないということで伺ってよろしいですか。

(経験者はうなずくのみで特に意見は述べなかった。)

6 選任手続について

司会：先ほど選任手続の日程関係の話を伺いましたが、選任手續ではオリエンテーションとか質問手続等、一定の手續を踏んでいますが、そこでの手續についてわざりにくかったとかご意見はありませんか。

経験者4番：職員の皆さんのお誘導といいますか指導のもとに従って、流れがスムーズにできていたと思います。私としては困ったことはなかったです。

司会：質問手續とかわかりづらかったことはなかったですか。

経験者4番：ないです。

司会：他にご意見はありませんか。

(経験者はうなずくのみで特に意見は述べなかった。)

7 これから裁判員となられる方へのメッセージ

司会：最初に、裁判員を経験したことはよかったです、良い経験になったというお話を伺いましたが、最後になりますが、これから裁判員となられる方に何かメッセージ

ージがあれば、お願ひしたいと思います。

経験者5番：これからなれる皆さんへは、日々の業務は忙しいと思いますが、仕事をしていたり家庭とか、でもこの機会でないと裁判には参加できないし、なおかつ、身近に感じることができたので、是非怖がらずに、やはり裁判所は堅いイメージとか事件の判決を下すとか重いイメージがありますが、そういったことも裁判員という複数でやることによって、負担も軽減されて、ストレスもそれ程私は重く感じなかったので、選ばれたら「光栄だ」という形で、積極的に参加してほしいなと思います。

経験者(補)2番：今回通知がきた時から「出よう」と決めていましたし、どういった形で開かれているのかなということと、当日思ったことは「間違ったら自分も罪を犯した側にいたのかな」とか、そういった意味でもやはり非常にいろんなことを考えさせられた4日間でした。是非こういう機会があれば積極的に参加してもらいたいと思います。

経験者3番：私は「裁判員に選ばれました」と周りの何人かに話をしたら、平成25年度の候補者に選ばれましたという方がいて、「どうしたらいいでしょうか」と相談があったのですが、選ばれるかどうかわからないということが前提なのですが、まず、裁判員として裁判に参加したということで、やはり、社会の中では罪を犯す方がいて、どうしても裁かないといけないことがあって、その重さといいますか、裁く重さを経験することによって、私は自分が生活しているまわりをより良くするためのいい経験だったのかなと思いました。裁判の理解はできたのですが、罪が起こらない社会ってどういうものかなということも実際考えることができたので、私が関わったことはちょっととしたことだったと思いますが、ちょっととした自分の気持ちが放火ということになって、こういうふうに罪になったかなと考えた場合には、すごく身近にある問題だなと考えつつ、いろんなことを考えさせていただいたので、裁判に参加することだけではなくて、その裁判員に参加することで、こういうふうに社会が成り立っていく

るということを私は理解できたので、それはいい経験になるかなと思いました。そのためには、家族や周囲の友人、職場の理解がないとすごく難しいかなと思っています。

経験者4番：裁判員裁判というのは開かれた裁判だと思いますので、県民、国民皆さんのが積極的に参加する、関心を持つてもらえるのではないかと思っています。私はもちろん積極的に参加したのですが、人は考え方方が違うと思いますが、自分の考えとしては、みんなにこんなにいい機会、もっと言えば、法廷って別の世界のような気もするのですが、そういうところで経験するということもあるし、皆さんのが開かれた裁判で経験することによって犯罪というものの見方とか、犯罪も絶対に少なくなっていくかなと思っています。なので、皆さん積極的に開かれた裁判所ということで、機会がもらえたということは、すごくいいことだと思っています。

経験者7番：初めは私もやりたくないと思っていたんですね。でも、実際裁判が始まつて意見交換とかやって、自分たちの意見が思う存分言えたんですよ。これは、裁判長がまわりの雰囲気を穏やかにしてくれる一面もありましたので、皆さんもいろいろと発言するという意欲があったと思うので、実際今回こうやって選ばれて参加した中で、法律的なこともある程度少しあったのですが、国民代表として自信を持って参加されたほうがいいのではないかと私は思いました。

経験者6番：私も裁判員になって、やってよかったですという一人なので、終わって帰った時に、「大変でしたでしょう」とか「人を裁けるの」とか言われましたが、判決の在り方というか、罪のあり方、量刑のあり方を最初に裁判長をはじめ、裁判官にやさしく説明されて、その時思ったのが、人を裁くという感覚であればきついかもしれません、この人が背負った罪に量刑を与えるということで、自分の気持ちはこれに集中して、人間が犯した罪なのですが、罪に対して平等に量刑を決めるという気持ちで、ほんとうに平等の目線といいますか、誰がや

つても同じような目線で見たつもりでやりましたので、そういうことをこれから裁判員になる方に、人を裁くのではなく罪を裁いてほしいなということは言いたいですね。

司会：最後に、参加された検察官、弁護士、裁判官から感想等をお願いします。

弁護士：皆さんお仕事を調整されていらっしゃいますが、長くて5日ですか、5日休むのが分かるのは1箇月くらい前でしょうか、そのあたりをどう調整されたのか、あるいは、終わってみて何か不都合があつたかなど教えていただけますか。

経験者5番：私の場合は12月に通知がきて裁判が2月でしたが、私は受かる気満々だったのですが、職場の上司に話した時に、30人中8人だから選ばれる確率が低いねという感じで職場は捉えていました。ですから、選ばれないと思っていて職場は送り出しましたが、繁忙期の少し前でしたから、終わってから仕事に戻つたりして調整しました。もう一週ずれていたら確実にできなかつた週でした。

司会：全部休暇をとられたわけではないのですか。

経験者5番：こちらを終わってから戻つて仕事をしました。5日だとやはり戻つて仕事をしないといけない状況がありました。

弁護士：休みをとられたわけではないのですね。

経験者5番：休みというか、この勤務時間帯は休んでいますが、休んだ分補う意味で5時後また仕事に行くという形でした。

弁護士：そういうことができる職種なのですね。

経験者5番：はい。

弁護士：皆さん有給をとられるわけではないのですね。会社が働いた形にして有給を消費しない形で行かせていただいたということですか。

経験者(補)2番：私も5番の方と同様、営業職なので終わった後に一度社に戻りました。だた、通知がきた時点で既に上司には話をして、逆に会社側はそのよう

な話を聞く自分が「裁判員って何」というくらいでしたので、ただ報道では知っていますので、逆に羨望の眼差しではありませんが「だったら行ってこいよ」みたいなのがありましたので、特に支障は感じていません。

司会：通常の勤務時間は休暇を取っていたのですか。

経験者（補）2番：終わった後に職場に戻って仕事をこなすという形です。

司会：欠勤扱いにはならなかったのですか。

経験者（補）2番：ならないです。

経験者5番：私の場合は職務専念義務免除ということで有給ではなく、特休のような感じの扱いです。

経験者3番：私はたまたま9月までは仕事をしていなくて、10月から再就職をする予定の時期でしたので、週3回のシフト制で自分の希望が出せたので、当たった場合に3日間だけ連続休暇をいただきました。有給をもらったわけでもなく、自分の休みを予定に組んでいただいたということです。その前の仕事でしたら休みななかったと思います。

経験者6番：私は裁判員の候補に上がった時点で日数がわかりましたので、年間の有給を利用しました。

司会：通知がきて選任手続にくる段階で休暇を取られたのですか。

経験者6番：そうではありません。選任された場合は出勤しないと言うことを前もって言っておいて、選任されてから電話で有給をとりました。

弁護士：検察官も弁護人もある程度書面を作りますが、先ほど検察官の書面はわかりやすいという話がありましたが、それはどの程度見られるものなのか、あるいは、文書を読んだものをそのまま出したりする時もありますが、そういうものを改めて読んだりするのかどうか、答えていただけるのであればお願ひします。

経験者5番：検察官の方はまとめられています。読んだものをそのままに言っているわけではなくて、更に色分けもされていて、何が争点であってとか、とても

わかりやすかったです。弁護士の方は、やはり読んだものをそのままという形ですが、改めて見ます。資料は絶対に見て評議には絶対使うので、その点では多少色も使ったりするような、読んだ文面をそのままするのではなくて、というのあります。見て参考にします。

裁判官：弁護人が最近関与された事件では、A4一枚ものと、原稿になった6～7ページくらいの要旨も後で配られたかと思うのですが、私自身も読んでくださいとは言いませんでしたが、どうされましたか。

経験者6番：検察官から出されたものがカラーになって評議の参考になるので読んで、あと、弁護人の方もA4一枚のものをカラーで出されていて、私はよかつたのではないかと思っています。もちろんこれも評議の参考になりますので、読んで両方比べながら、どっちが正しいというわけではなくて、比較しながら評議したような感じがします。参考にはします。

弁護士：要旨になっているのはあまり読まれなかつたのですか。

裁判官：弁論要旨ということで、6～7枚の原稿も後で配られましたが、

司会：それは法廷で読み上げられたものですか。

裁判官：はい。

経験者7番：評議するときに参考にしたいという部分があったので私一人で読ませてもらいました。やはり弁護側の資料は文字ばかりなのですけれども、やはり弁護しないといけないという部分もあるので、それを私の方が、選ばれた人間が判決とか評議にも関わることなので、自分自身は検察側と弁護側両方の出された資料は一通り目を通しました。

司会：法廷だけではなくて、

経験者7番：そうです。

検察官：皆さんから忌憚のないご意見を直接聞くことができて、普段皆様の声を直接聞くことができないものですから、非常に参考になりました。その中で、皆様から「裁判員やってよかったです」とか「まわりにも積極的に広めていきたい」

という声が多かったと理解しておりますので、日頃裁判員裁判に関わっていく身としては非常に心強い、勇気づけられるご意見だったと思います。その中で、例えば証拠調べのご感想の中で、検察官の立証に関して資料的にも細かいところがあり、わかりづらいところがあるとか、聞いている段階では、聞いているのが大変だったとか、通訳を介しての尋問がわかりづらいとか、同じような質問を何回も、といいういろいろ忌憚のないご意見をいただきて、今後より改善をしていくべき事項かなと思っておりますので、是非とも持ち帰らせていただきて、今後に生かしていきたいと思っています。他方で、検察官の立証の中でも良いところもあったという意見もいただきましたので、例えば資料が非常にわかりやすかったとか、供述調書であったとしても、写真なども使いながらわかりやすいものとなっていたという意見ですとか、良い面もあったというご意見もいただきましたので、それはそれでかなり励みになるなと思っておりますので、今後より改良していくかと思います。本日非常に有意義な意見交換会だったと思います。ありがとうございました。

裁判官：裁判員裁判、日数は参加された方それぞれではありましたけれども、皆さんに大変なご負担をおかけしたというのは間違いないところではありますたが、それにもかかわらず、非常にいい経験であったとプラスにとらえていただけているというのは、司法への国民の参加、司法について国民の皆様に理解してもらえる機会という制度の趣旨からしても非常にありがたいことだと思います。裁判長としては、とりわけ評議におきまして、言いたいことを言わせてもらったという言葉を聞けたというのは非常にありがたいと思います。今後ともより良い裁判員裁判にしていくために皆さんの貴重なご意見を生かしていきたいと思っております。本日はありがとうございました。

司会：それでは、一息つきましてから報道機関との質疑応答を行いたいと思います。

(休憩)

第2 報道機関との質疑応答

沖縄タイムス：もし自分が被告人ならば、裁判員に裁いてもらうのがいいのか、それとも職業裁判官だけで裁いてもらうのがいいのか、どちらがいいのか聞かせてもらってよろしいでしょうか。

経験者4番：私は、開かれた裁判で、裁判員裁判がいいかなと思います。皆さんで決めるということがいいかなと思います。年齢も違う、職業も違う、いろんな形の判断がつくと思いますので、被告人に対していろんな意見があると思うので、その中から判決が下るのが、自分はそれに関与したので、その方がいいかなと思います。

経験者3番：難しい質問だなと思います。自分が被告になった場合にどちらがいいかということは、事件によって違うかなと思っていて、事件の内容によって裁判員制度がいいのか裁判官のみがいいのかというのは、今の私では答えはできません。難しいです。

経験者(補)2番：裁判員裁判に自分が参加して、やはりその裁判員裁判に裁いてもらつた方がいいのかなどと、例えば3名の方に訴える、聞いてもらえるよりも、さらに6名の方に、それぞれ見方が変わってくるので、そういう部分では3名よりも6名の方に訴えて、もし自分が被告人だとしたら、情状してもらえるのかなど、いうのはあるのかなと思います。

経験者5番：被告人としてというか、聞きやすさ的には裁判員裁判の方が検察の意見も聞きやすいし、弁護士の言っていることも聞きやすいしという、判決に関しても、最近別の裁判をやったという人の話を聞いたのですが、判決聞いても何をいつているかわからなかつたと、それは裁判員裁判ではなかつたので、そういう意味のわかりやすさ的には裁判員裁判がいいかなと思います。

経験者6番：私も裁判員裁判で裁かれた方が罪をちゃんと認めるというか、自分でもしようがないと思えるのではないかと思って、裁判員裁判の方で裁かれたいです。

経験者7番：私も裁判員裁判で裁かれた方がいいのではないかと思います。やはりそれ

は、国民に対して皆さん結構シビアになってくると思うので、罪をした人間なので、それは国民の選ばれた人たちに裁いてもらうのが筋ではないのかなと思います。

沖縄タイムス：先ほど皆さん裁判員裁判に参加して、いい経験になったという回答がありましたが、逆に、少し後悔したりとか、心残りだったとか、あの時こうしておけばよかったとか、という面があれば教えてください。

経験者4番：あの時こういうふうにしておけばよかったということについては、裁判員制度については評議というのがありますので、ここで皆さん思ったことを活発に意見するので、私は特ないです。

経験者6番：特に私もないのですが、今回被告人が米軍人ということで、個人的ですが英語がわかれればよかったなと思っていました。

沖縄タイムス：皆さん、特にないということでおろしいですか。

(経験者はうなずくのみで特に意見は述べなかった。)

琉球新報：5番から7番の方にお伺いしたいのですが、5番の方は覚せい剤の事件で無罪主張ということで、結構証拠資料とかもかなり膨大でというところもあったということと、あと6番と7番の方は米兵による事件ということで県民からもかなり注目があったというような事案なのですが、先ほどお話しを伺った中では、判決に至るまでの期間が長いか短いかということは特に感じなかったというようなお話もあったと思いますが、やはり朝10時から午後5時まで、結構ずれ込んだということもあって、中身も資料が多くたりですとか、事件の内容になると結構衝撃的な内容も多かったというのもあると思いますが、その点を踏まえて、審理の運び方、休憩は何分か挟んでいたとは思いますが、やはり終わった後は結構皆さんぐったりしているような印象も少しありましたが、公判中ですとかそういうところで何か改善点とか、こうした方がいいよというものがあるかどうか、もしくはそういったところで結構負担だったなというようなところがあればお伺いしたいのですが。

経験者5番：私の事件は背後に暴力団が見え隠れしているというのが、最初こちらに選任手続に来たときは、そんな話は全くなく、旅行者がたまたま荷物に入っていたの

かなくらいの書き方だったので、裁判員の皆さんこの表現が出たときに「えつ」つてびっくりされて、「沖縄って狭いから、つながっていたらどうしよう」という不安をみんな持つて、実際県内の組ではなかったのでよかったです、この暴力団に関しては裁判員から外してもいいのではないかという話もでていると裁判長からも話を聞きましたが、その辺りで、恨みを買うとかはないかも知れないですが、ちょっとその辺りで萎縮して、やっぱりできれば裁判員から外れてもいいかなと思いました。

琉球新報：私も傍聴させていただきましたが、何人かの携帯電話でのやり取りですとか、当時誰がいて、どこにどういうふうになってとかというのを全部法廷で聞いて、それをまた裁判員の方々で評議するというと、結構私も話を聞いている中で、だんだんわからなくなってくるわけですが、裁判員の方々は資料を見ながらというのはあると思いますが、そのようなところで戸惑いですとか、量が多いということで精神的な負担などがあれば、5分休憩とか短い時間でしか休憩がなかったと思いますが、そういうところで裁判員として負担を感じることはなかったですか。

経験者5番：私としては「休憩が多いかな」くらいで、そんなに負担は無く、ただ証拠の番号チェックだけで長いときがありますが、あの時は、聞いているのは苦痛だなというのはあったのですが、それ以外は、やる気も高まっているので、集中して聞いていたし、休憩時間は私は多いくらいかなと思ったくらいで、その辺りに関しては私は大丈夫でした。

琉球新報：特に負担は感じなかったということですか。

経験者5番：証拠の長いときは苦痛はあります。

琉球新報：その時点ではわからないことがあっても、評議の中で資料とかご自身で確認できたということを踏まえると、そんなに苦痛なところはなかったということですか。

経験者5番：はい。検察官の資料が一番わかりやすかったので、理解しやすかったのが電話の記録とかよくまとまっていたので、本当に、疑問に思っても答えは目の前に

あるみたいな感じだったので、その辺りはわかりやすかった、本当にわかりやすかったというのが第一印象です。

経験者6番：今回の事件は防犯カメラというのがあって、これを検察の方から時系列みたいに秒刻みで追っていったのですが、これはちょっと、総論というか、時間がちょっともったいないなという感はありました。特に女性の方であれば大変だったのではないかと思うものもありまして、もうちょっと簡潔なまとめ方というのもあっても良かったのではないかと思いましたけども、時間的に關しては途中休憩もありましたし、特に長いとか負担感はありませんでした。

経験者7番：私もそこまで長かったというのではないですね。資料的にもビデオカメラの映像というのは長いというのは覚悟していたので、そこまでの負担感とかはありませんでした。休憩も挟んでいただいたので、特に問題はないかなと思っております。

琉球新報：防犯カメラの映像の点で、裁判員の方も目を背ける方や、顔をしかめるような方も何人かいましたが、その見せ方として何か配慮すべきではなかったかと感じことはありましたか。それとも、証拠だということで特に何も思うことなくということでしょうか。

経験者7番：私は証拠という形で見てたのですが、やはり裁判員裁判のときには、女性の方もいたので、私は男性なので、男からの目線という部分もありますし、被害者が女性だったので、女性に対しての見方というのもあると思うので、かなり女性の方にとっては見づらい映像だったとは思います。

経験者6番：7番の方と一緒に、男性という立場だから見られたのかなというのにはあります、多少考慮してもよかったですかなという面もありました。

琉球新報：4番、6番、7番の方にお伺いしたいのですが、今年度県内で米兵による事件、事故というのがどうしても注目されるような状況にあったのですが、4番の方は、当日選ばれてそのまま裁判され、5番、6番の方は翌日からでしたが、裁判に臨む前の段階で緊張感とか精神的な部分で何かありましたか。

経験者4番：アメリカ兵、外人ということで「またか」という気持ちがありました。

琉球新報：それでも審理の中では冷静に裁判でということで・・・

経験者4番：その部分は外して判断しました。

司会：米兵だからということでのバイアスがかかったような形での量刑ということではないということですか。

経験者4番：そうです。それはなくて。もちろん、最初は、見たときは「またか」という気持ちはあったのですが、裁判を通してこれは外して判断しました。

経験者6番：今回の事件が沖縄県で米軍の夜間の飲酒取り止めとか外出禁止とかのきっかけになった事件ですので、「あつ、あれか」ということで、内容とかはわかっていって、選任されたときに、裁判長からも、有名だから少し大変かもしれませんがあお願いしますと言われて、特に米軍だからとか日本人だからとか、そういうことにとらわれることなく、できたのではないかと思っています。ただ、やっぱり感情的にならなかつたかと言えば、それは嘘になりますので、それはやはりありましたけれども、それも押さえて冷静に判断できたのではないかと思っています。

経験者7番：私も同じです。

時事通信：何のための裁判員裁判なのかという制度の趣旨に関してなのですが、一つは開かれた裁判、司法への国民の参加というものがあると思いますが、それに関しては、参加した側から有意義だったという意見がたくさん出されていましたが、その一方で、一般の感覚や視点を裁判に反映させるというのも別の段階としてあると思うのですが、どこまで主体的に裁判に関わって、それがどれくらい審理なり判決に反映されていたと思いますか。

経験者5番：もちろん進行は裁判長がされているのですが、実際、必ず一つの話題の時にみんながしゃべるように振ってもらったりだとか、実際、自分がしゃべった言葉が判決にくみ入れるような文章が入っているとか、そういう意味で、本当に自分も一緒にやってやったんだなという達成感は十分ありました。そういう意味で、聞きたいことちゃんと聞けたし、疑問も残らず、判決まで一緒にできたという感じで、裁判官が主導になってやったという感じはほとんど感じなくて、何といいますか、

普段接する方ではないので、若干接しにくいかなと思ったのですが、実際同じ目線で話してくれたので、本当に一緒に共同作業でやったという印象を私は持っています。

経験者4番：主体性ということですが、私は、評議の場で意見を、自分が思ったことを出したので、すごく評議という部分は、みんなが自分の意見を活発に交わしていましたので、そういう意味では主体性はあったなと思います。

司会：人ごとになって、他の人たちの意見にお任せみたいなことはなかったですか。やはり自分たちが関わった判決だという意識は皆さんお持ちですか。

経験者5番：例えば、おとなしい人がいたとか、発言しにくいなという性格的な感じの人がいても、必ず意見を聞きくんですよ裁判長が。だから、ぼーっとしている暇はないという感じで、ちゃんと聞いていないといけないという感じの雰囲気もあったので、みんなそれぞれ参加しているという感じはありました。

裁判官：少し付け加えさせてもらいますと、一番最近の事件のときにアンケートを見ましたら、裁判員の評議の時のテーブルに名札を付けてもらいたいという方がいました。それは、私が当てるのではなくて、裁判員どうしの議論がやれるので、ただ名前をはっきり覚えきれないで、裁判員どうしでも名札を出してほしい、「〇〇さんどう思う」ということで、裁判官が関与しなくても自発的に議論ができている雰囲気というのが随分ありました。事実認定でも、いつも我々が専門的に見ている点とは違う見方での意見を聞いて「なるほどだな」ということで、そのような認定をしたことがあります。本当に裁判員の方は、主体的に自分の思っていることを素直に言っていただいて、なるほどと思うことが本当にあります。主体的に参加されていると思います。

司会：よろしいでしょうか。長時間にわたりましたが、これで終了したいと思います。お疲れ様でした。